

# 茨城町奨学金貸付けの募集について

## 卒業後、茨城町に定住する方は返済免除

町では、経済的理由により大学等での修学が困難な学生を対象に、奨学金を貸付けます。この奨学金は、大学等を卒業後6か月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年を経過した場合に返済を免除します。

▶**対象者** 大学・短期大学・専修学校の専門課程（以下「大学等」という）に在学する方

▶**応募資格(以下のすべてに該当する方)**

- ①茨城町民、または茨城町民の子であること
- ②人物及び学業ともに優れている者であること
- ③経済的な理由により修学が困難と認められる者
- ④確実な連帯保証人及び保証人を選任できる者

▶**募集人数・貸付金額等**

募集人数 5人

選考方法 申請書類をもとに審査・選考

[応募者多数の場合は小論文試験（5月28日（日）予定）を実施します]

貸付金額 月額2万円（年額24万円）

貸付期間 在学する大学等の正規の修業期間

利息等 貸付利息は無利息（返済が滞った場合は所定の延滞利息を徴収します）

▶**返済方法** 大学等を卒業後6か月経過後から10年以内に割賦にて返済していただきます。

▶**募集期間** 4月3日(月)～5月2日(火)

▶**申込方法**

募集期間内に申請書類（奨学金貸付申請書等）を学校教育課窓口まで提出してください（申請書類、申込方法等、奨学金の詳細は、募集要項をご確認ください）。

▶**奨学金の返済免除**

大学等を卒業後、6か月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年間を経過した場合に奨学金全額の返済を免除します。

募集要項及び申請書類は、[茨城町駒場庁舎 学校教育課窓口](#)で配布しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

**【申込・問合せ先】** 学校教育課 総務グループ ☎029-240-7121（直通）  
茨城町駒場庁舎（茨城町駒場450）



## 茨城県里親登録1000人プロジェクト!! ～里親制度説明会のお知らせ～



茨城県は、子どもたちの健やかな成長のために、**里親制度**を積極的に推進しており、里親になっていただける方を広く募集しています。

子どもたちの未来のために里親制度を知ることからはじめてみませんか？

期 日	4月16日(日)
時 間	午後2時～4時 (午後1時30分受付開始)
場 所	内原同仁会子どもセンター 住所：水戸市小林町1186-84
内 容	里親制度説明、里親体験談 他
定 員	30名
料 金	無料
申込方法	電話・メール



**【問合せ先】** 社会福祉法人同仁会 児童家庭支援センターあいびー  
(里親リクレーター 新山)  
☎ 029-291-3770 ☎ 080-8434-3609  
メール：satoriku@doujinkai.or.jp

## 令和5年度

### 特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 のご案内

#### 特別児童扶養手当

身体または知的、精神に障がいのある20歳未満の児童を、家庭で養育している保護者に支給されます。

手帳等による等級の目安

##### 1級（重度）

▶手当額 53,700円/月

- ▶対象
- ・身体障害者手帳がおおむね1、2級（内部疾患は例外があります）
  - ・療育手帳が㉠、A
  - ・精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級

##### 2級（中度）

▶手当額 35,760円/月

- ▶対象
- ・身体障害者手帳がおおむね3級（内部疾患は例外があります）
  - ・療育手帳がおおむねB
  - ・精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級

▶支給方法 年3回（4月期・8月期・12月期）指定銀行口座に振込となります。

※受給資格者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合や、児童が障がいによる公的年金を受けている場合は支給されません。



#### 特別障害者手当

身体または知的、精神の障がいが著しく重度または重複しているため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

▶手当額 27,980円/月

▶支給方法 年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

※重度の介護認定（要介護4～5など）を受けており、常に特別の介護を必要とする方は、手当の対象となる場合があります。

※受給資格者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合や、福祉施設等へ入所している場合、病院等に3か月を超えて入院している場合は支給されません。

#### 障害児福祉手当

身体または知的、精神の障がいが重度であるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に支給されます。

▶手当額 15,220円/月

▶支給方法 年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

※受給資格者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合や、福祉施設等へ入所している場合は支給されません。

受給するためには、請求のお手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

**【問合せ先】** 社会福祉課 ☎029-240-7112（直通）